



令和2年3月31日

## 令和元年度消費者教育に関する取組状況調査の結果について

文部科学省では、令和元年度の地域や大学等の教育機関における消費者教育の実施状況及び先進的な事例を取りまとめましたので、公表します。

取りまとめの結果、令和4年4月の成年年齢の引下げを見据え、学校教育分野で新規・拡充した内容としては、「消費者行政部局（消費生活センター）との連携強化」が40.5%（前回調査（平成28年度）より28.0ポイント増）、また、同様に大学等においては、「入学時におけるガイダンスの充実」が59.4%（前回調査より22.5ポイント増）となっており、消費者教育の充実に向けた取組が着実に進んでいます。

一方で、課題としては、指導者や講師となる人材や、取組の参考となる情報等が求められている実態も明らかになりました。

これらの調査結果を踏まえ、文部科学省では、消費者教育アドバイザーの自治体、学校等への派遣や、先進事例の全国への紹介、普及などの支援に努めていきます。

## 1 調査内容

## (1) 調査経緯・目的：

消費者教育をめぐる課題等を把握するため、平成22年度より3年ごとに実施

## (2) 調査期日：

令和元年6月1日現在

## (3) 調査対象：

都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、大学、短期大学、高等専門学校

## (4) 調査内容：

## ①教育委員会調査

- ・学校教育関連の取組について
- ・社会教育関連の取組について
- ・消費者行政部局，消費者団体，企業等との連携について
- ・今後の対応について

## ②大学等調査

- ・学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について
- ・大学等において実施している消費者教育関連の取組について
- ・他機関との連携状況について
- ・今後の対応について

## ③事例調査

## 2 調査結果の概要

### 【教育委員会調査】

#### (1) 学校教育関連の取組について

- 成年年齢の引下げを踏まえ、「学校教育分野」で新規・拡充した取組の内容
  - ・「消費者行政部局（消費生活センター）との連携強化」が40.5%  
(前回より28.0ポイント増)
  - ・「教員対象の研修」が37.2%  
(前回より10.6ポイント増)
  - ・「学校への専門家の派遣」が29.7%  
(前回より7.8ポイント増)

#### (2) 今後の対応について

- 消費者教育の推進における課題
  - ・「指導者や講師となる人材がない」が30.7%  
(前回より3.9ポイント増)
  - ・「どのような取組をすればよいかわからない」が29.5%  
(前回より0.6ポイント増)

### 【大学等調査】

#### (1) 大学等において実施している消費者教育・啓発関連の取組について

- 学生に対する啓発・情報提供の内容
  - ・「悪質商法とその対処法」が92.9% (前回より1.0ポイント減)
  - ・「クーリング・オフ等の制度や契約の取消に関する知識」が73.2%  
(前回より1.0ポイント増)
- 成年年齢引下げを踏まえ、新規・拡充した取組の内容
  - ・「入学時におけるガイダンスの充実」が59.4%  
(前回より22.5ポイント増)
  - ・「学生便覧等への記載の充実」が33.1%  
(前回より12.3ポイント増)

#### (2) 今後の対応について

- 消費者教育の推進における課題
  - ・「指導者や講師となる人材がない」が31.9%  
(前回より1.1ポイント減)
  - ・「どのような取組をすればよいかわからない」が19.2%  
(前回より2.5ポイント減)

＜担当＞総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課	
課長	三好 圭 (内線 2651)
課長補佐	田中 勉 (内線 2652)
電話：03-5253-4111 (代表)	

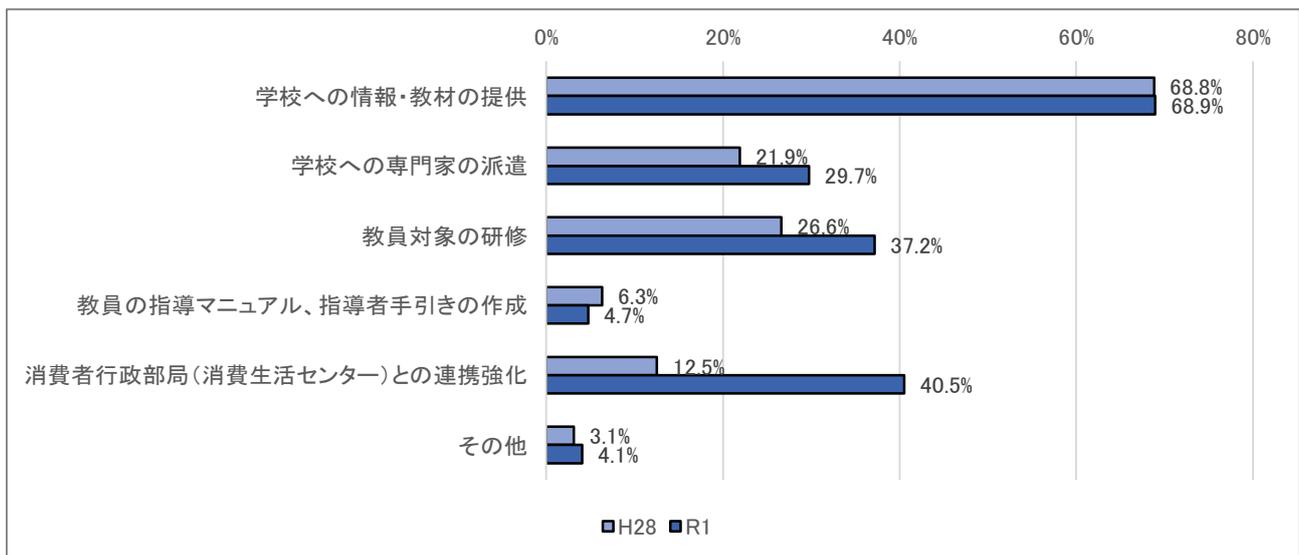
# 令和元年度消費者教育に関する取組状況調査結果のポイント

## 【教育委員会調査】

### I. 学校教育関連の取組について

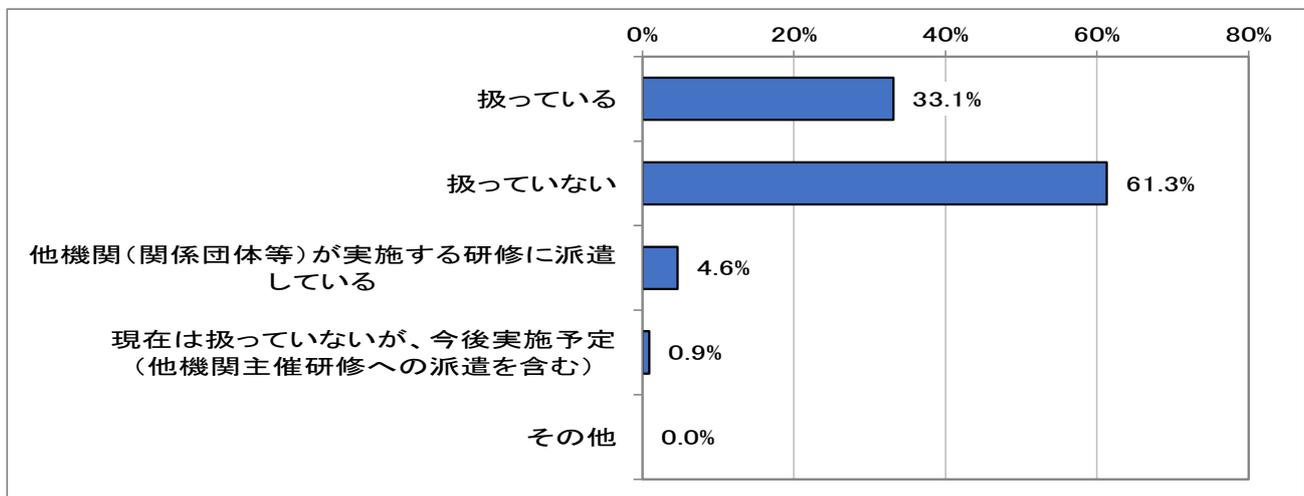
#### 1. 成年年齢の引下げを踏まえ、「学校教育分野」で新規・拡充した取組の内容

「学校への情報・教材の提供」が68.9%（前回調査より0.1ポイント増）と最も多いが、「消費者行政部局（消費生活センター）との連携強化」40.5%（前回調査より28.0ポイント増）、「教員対象の研修」が37.2%（前回調査より10.6ポイント増）、「学校への専門家の派遣」が29.7%（前回調査より7.8ポイント増）と大きく増加している。



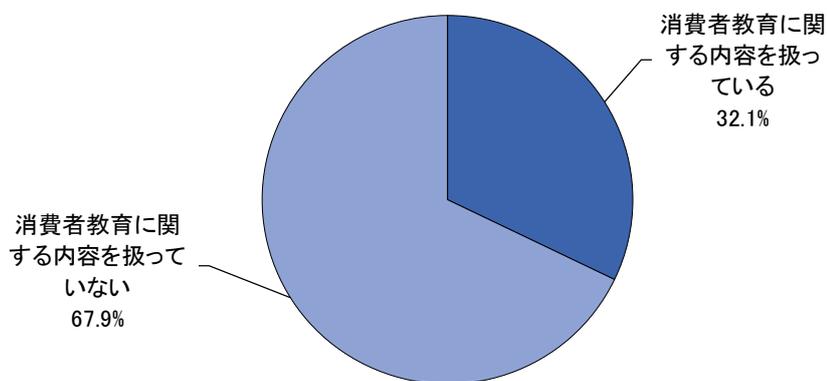
#### 2. 教職員研修における消費者教育の取り扱いの有無

2019年度に実施（実施予定を含む）する研修において、「扱っている」が33.1%、「扱っていない」が61.3%となっている。



### 3. 教員免許状更新講習における消費者教育の取り扱いの有無

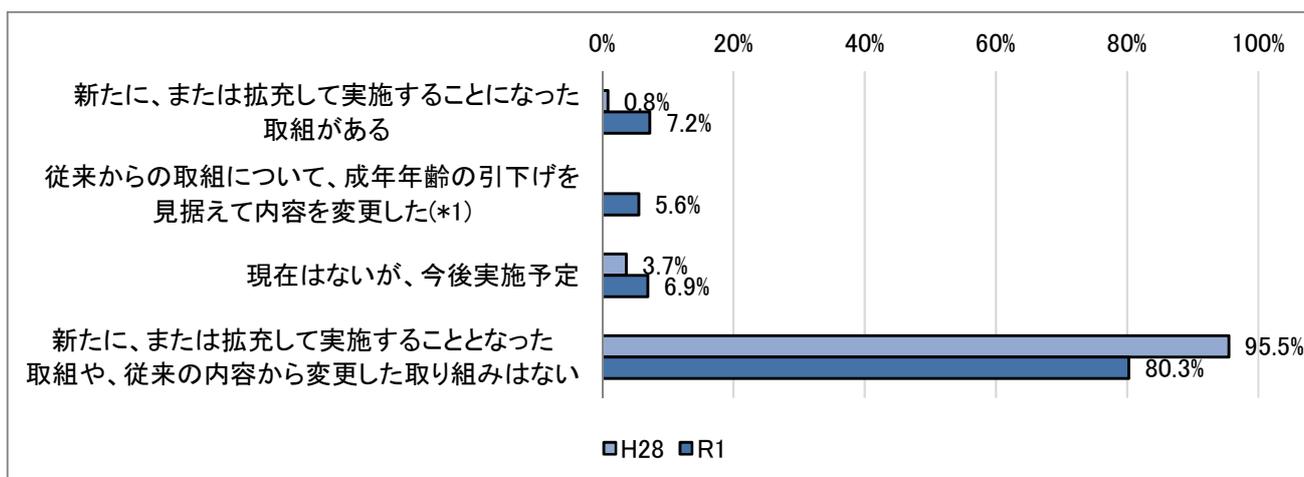
自治体が発行する教員免許状更新講習において、消費者教育に関する内容を「扱っている」が32.1%、「扱っていない」が67.9%となっている。



## II. 社会教育関連の取組について

### 1. 成年年齢の引下げを踏まえ、「社会教育分野」で新規・拡充した取組の有無

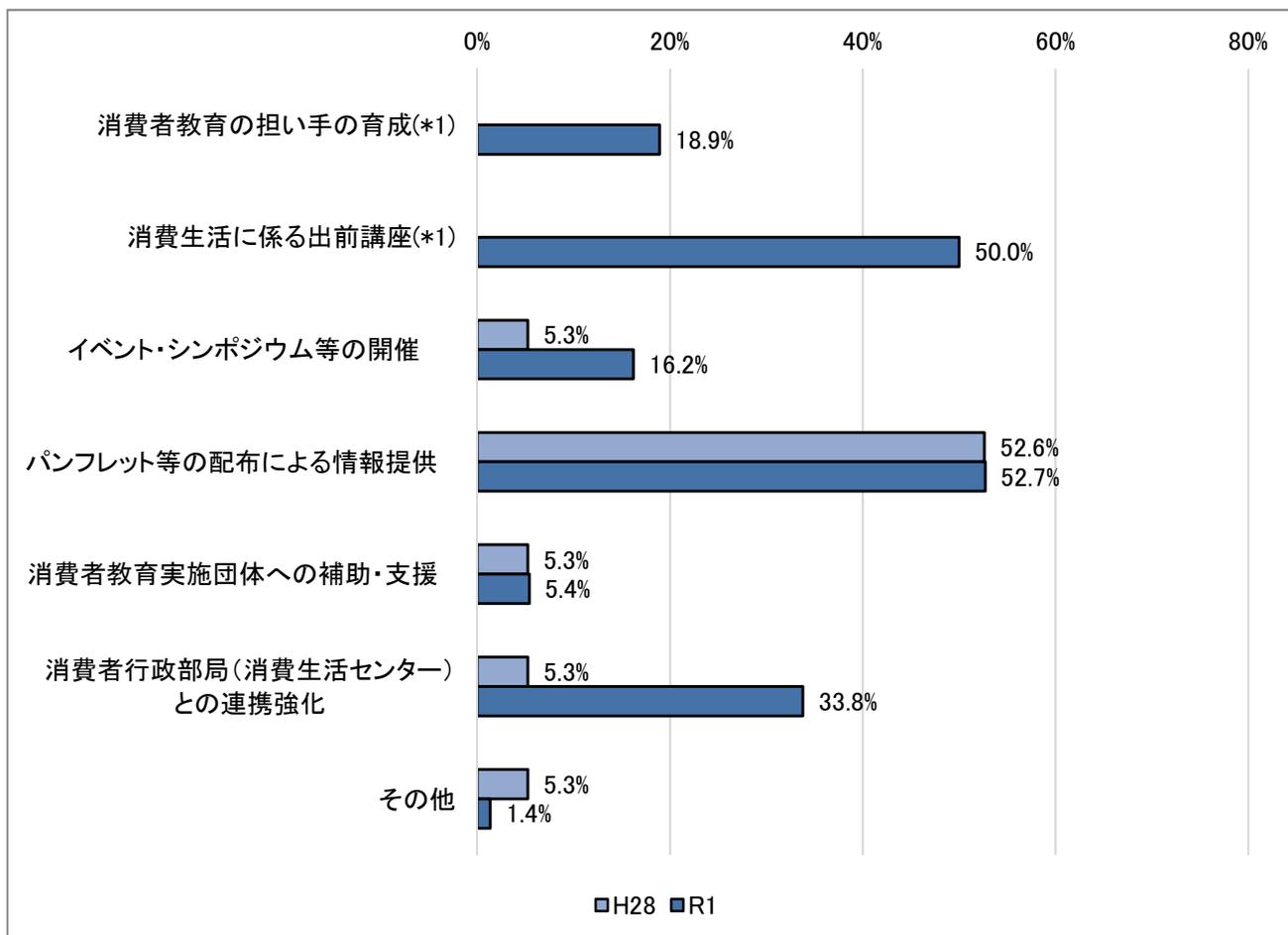
「新たに、または拡充して実施することになった取組がある」、「従来からの取組について、成年年齢引下げを見据えて内容を変更した」が合計で12.8%（前回調査より12.0ポイント増）。「新たに、または拡充して実施することになった取組や、従来からの内容から変更した取組はない」は80.3%（前回調査より15.2ポイント減）となっている。



(\*1)R1より新規項目

2. 成年年齢の引下げを踏まえ、「社会教育分野」で新規・拡充した取組の内容

「パンフレット等の配布による情報提供」が52.7%（前回調査より0.1ポイント増）と最も多いが、前回調査との比較では、「消費者行政部局（消費生活センター）との連携強化」が33.8%（前回調査より28.5ポイント増）、「イベント・シンポジウム等の開催」が16.2%（前回調査より10.9ポイント増）と大きく増加している。

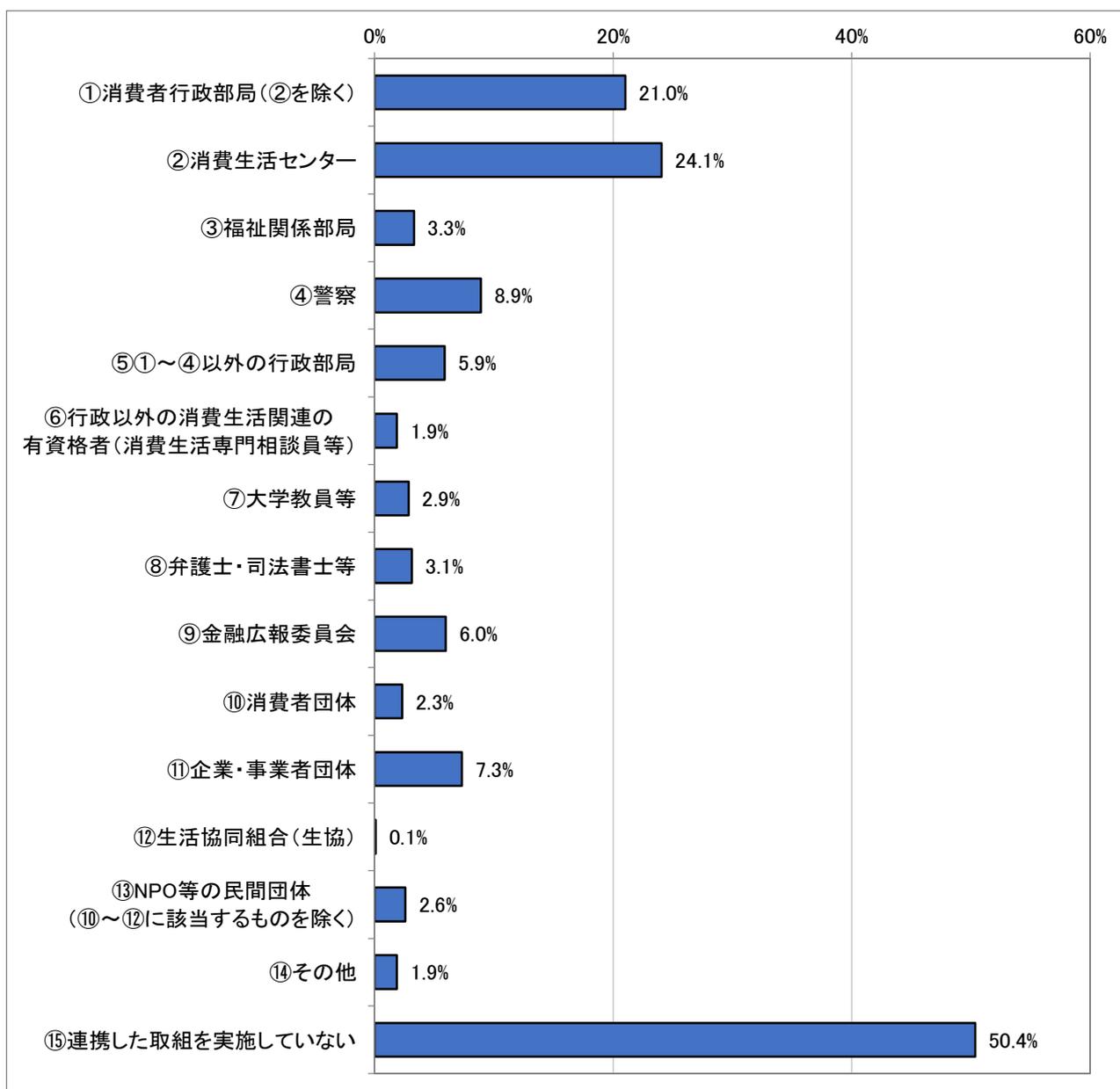


(\*1)R1より新規項目

### Ⅲ. 消費者行政部局、消費者団体、企業等との連携状況

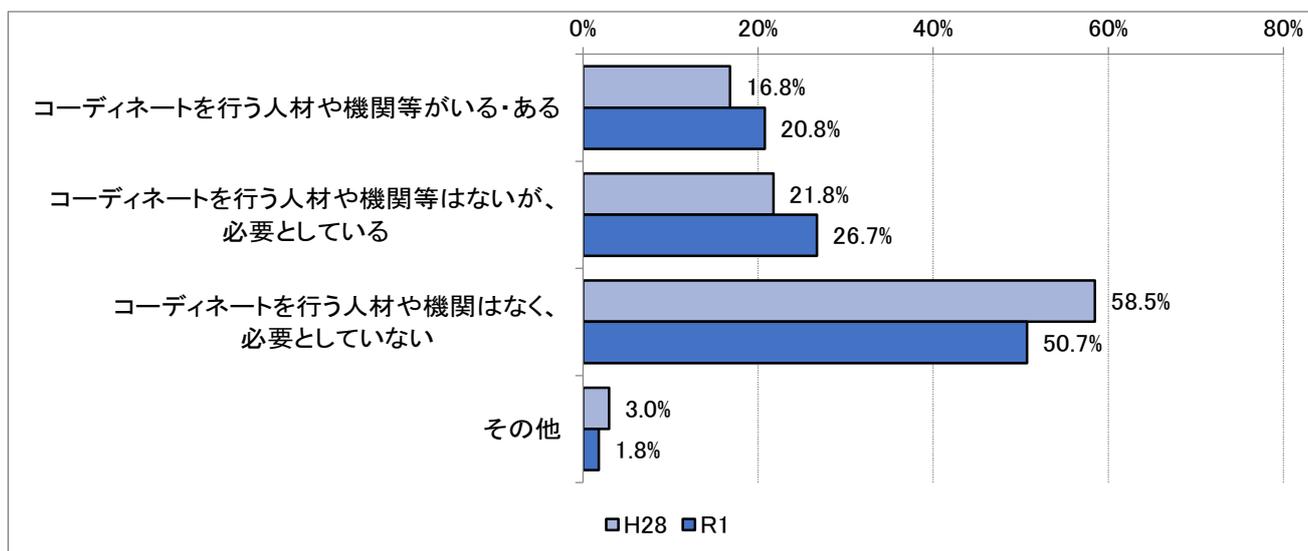
#### 1. 消費者教育を実施する際の連携先

連携先として「消費生活センター」が24.1%、「消費者行政部局」が21.0%と高い傾向にある一方、「連携した取組を実施していない」との回答が50.4%となっている。



## 2. コーディネートを行う人材・機関等の有無

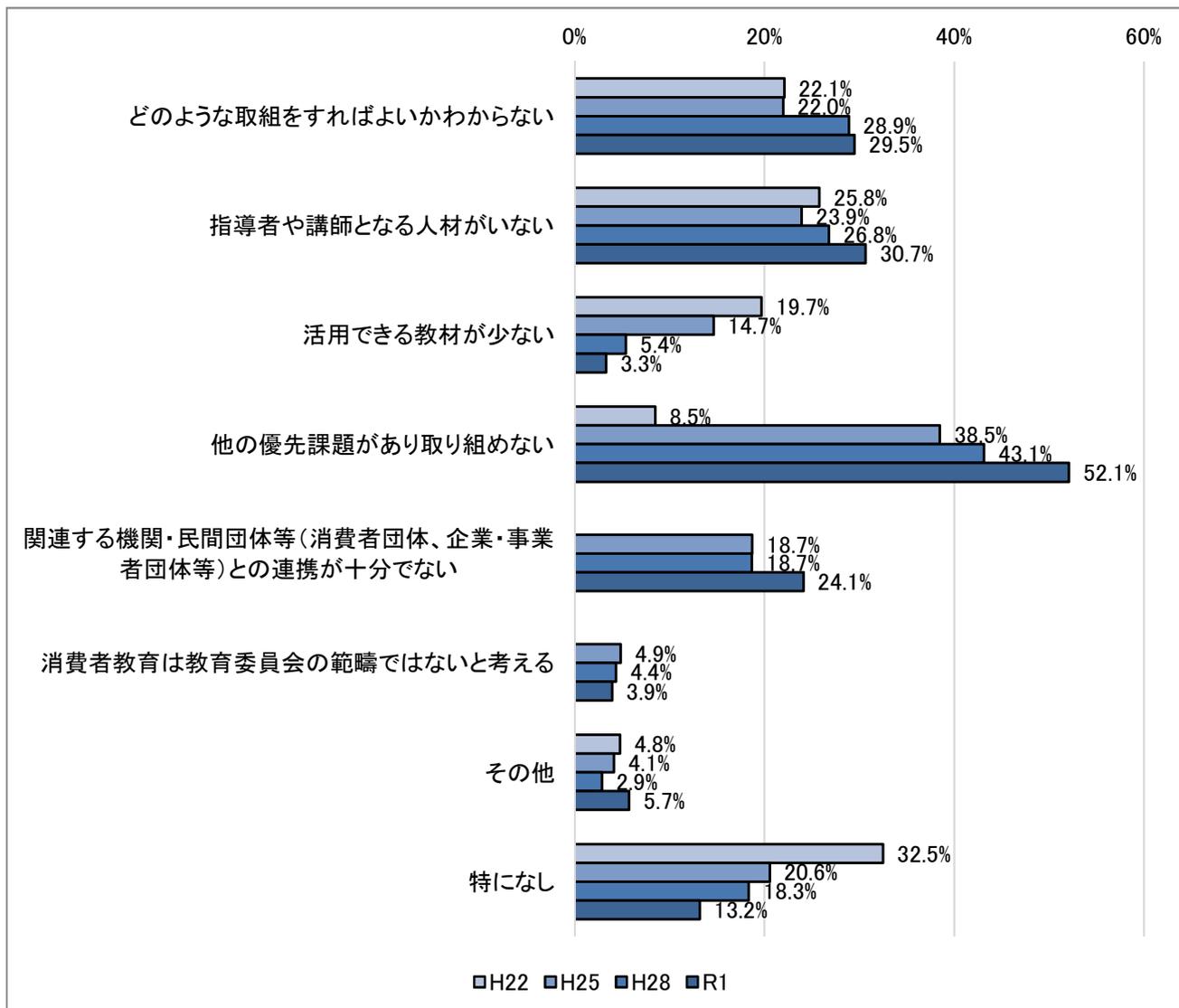
- 「コーディネートを行う人材や機関等がある・ある」は20.8%（前回調査より4.0ポイント増）
- 「コーディネートを行う人材や機関等はないが、必要としている」は26.7%（前回調査より4.9ポイント増）
- 「コーディネートを行う人材や機関はなく、必要としていない」は50.7%（前回調査より7.8ポイント減）



#### IV. 今後の対応について

##### 1. 消費者教育の推進における課題

自治体が消費者教育を推進する際の課題としては、「他の優先課題があり取り組めない」が52.1%（前回調査より9.0ポイント増）が最も多く、次いで「指導者や講師となる人材がいない」が30.7%（前回調査より3.9ポイント増）、「どのような取組をすればよいかわからない」は29.5%（前回調査より0.6ポイント増）となっている。

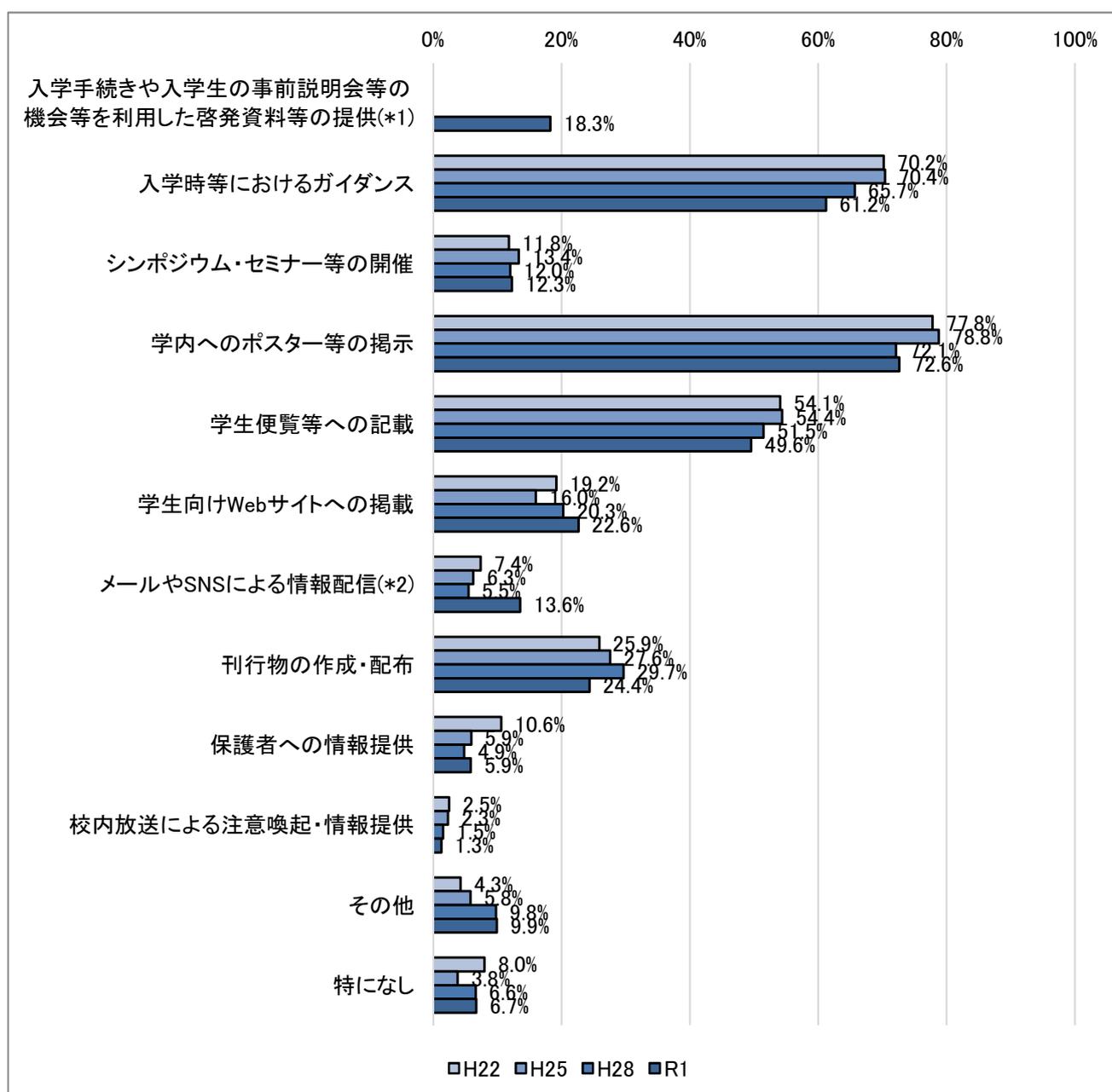


## 【大学等調査結果】

### I. 学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について

#### 1. 学生に対する啓発・情報提供

「学内へのポスター等の掲示（72.6%）」が最も多いが、前回調査との比較では、「入学時等におけるガイダンス（61.2%）」、「学生便覧等への記載（49.6%）」が低下傾向となっている。一方で、「学生向けWebサイトへの掲載（22.6%）」、「メールやSNSによる情報発信（13.6%）」は増加傾向となっている。

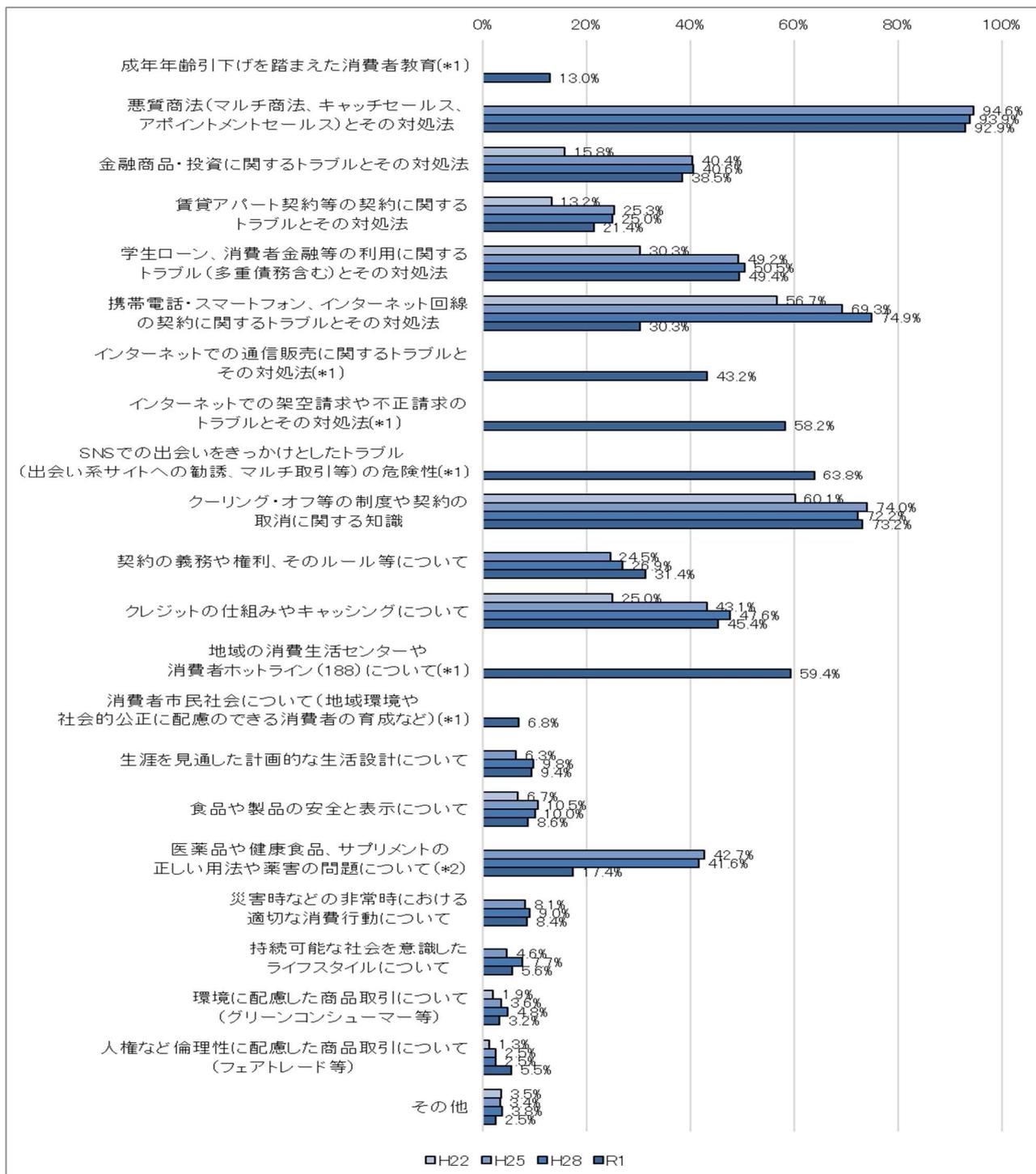


(\*1)R1より新規項目

(\*2)H22、H25、H28の質問項目は「メール配信」

## 2. 学生に対する啓発・情報提供の内容

「悪質商法（マルチ商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス）とその対処法（92.9%）」が最も多く、次いで、「クーリング・オフ等の制度や契約の取消に関する知識（73.2%）」、「SNSでの出会いをきっかけとしたトラブル（出会い系サイトへの勧誘、マルチ取引等）の危険性（63.8%）」となっている。



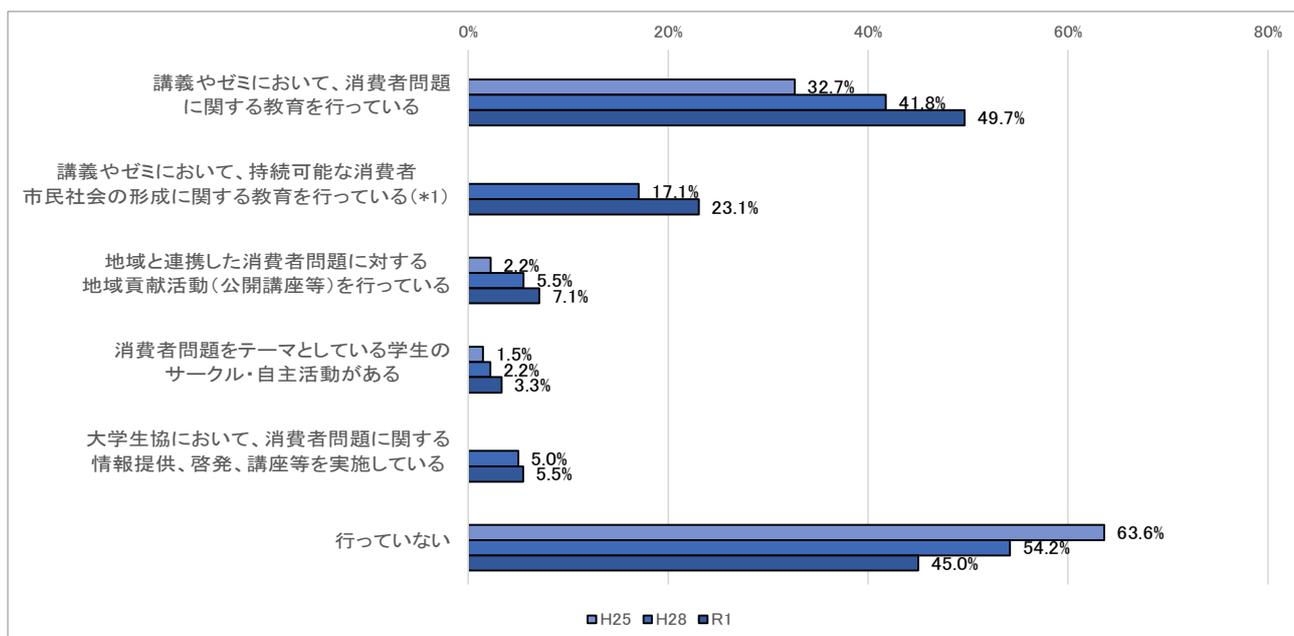
(\*1)R1 より新規項目

(\*2)H25・H28の質問項目は「薬の正しい使い方や薬害の問題について」

## II. 大学等において実施している消費者教育関連の取組について

### 1. 啓発・情報提供や相談窓口以外の取組内容

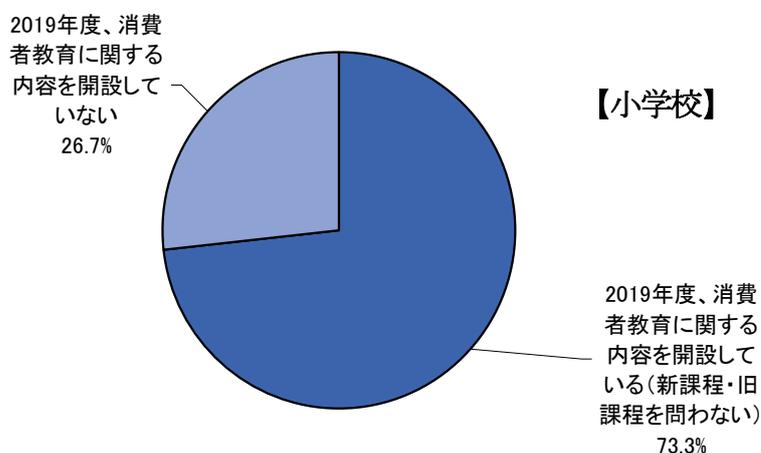
「講義やゼミにおいて、消費者問題に関する教育を行っている（49.7%）」が最も多い。また、「行っていない（45.0%）」は前回調査より低下傾向が見られる。



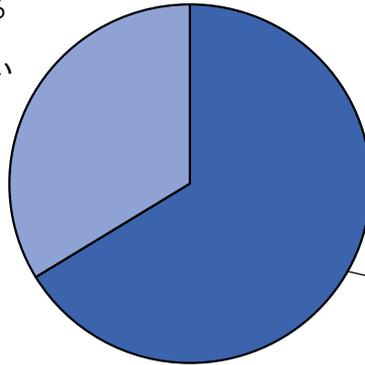
(\*1)H28の質問項目は「持続可能な」の記載なし

### 2. 教職課程における消費者教育の取り扱い

- 小学校の教職課程において、2019年度、消費者教育に関する内容を開設している割合は73.3%
- 中学校（社会）の教職課程において、2019年度、消費者教育に関する内容を開設している割合は66.3%
- 中学校（家庭）の教職課程において、2019年度、消費者教育に関する内容を開設している割合は86.3%
- 高等学校（公民）の教職課程において、2019年度、消費者教育に関する内容を開設している割合は68.7%
- 高等学校（家庭）の教職課程において、2019年度、消費者教育に関する内容を開設している割合は88.4%



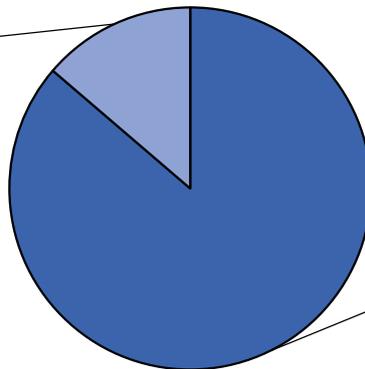
2019年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない  
33.7%



【中学校（社会）】

2019年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設している（新課程、旧課程を問わない）  
66.3%

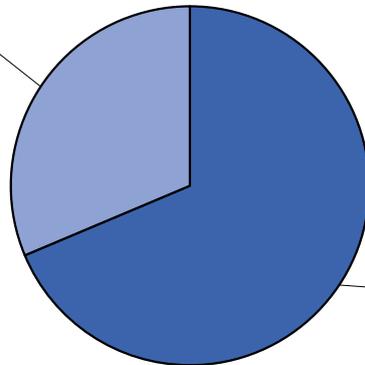
2019年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない  
13.7%



【中学校（家庭）】

2019年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設している（新課程、旧課程を問わない）  
86.3%

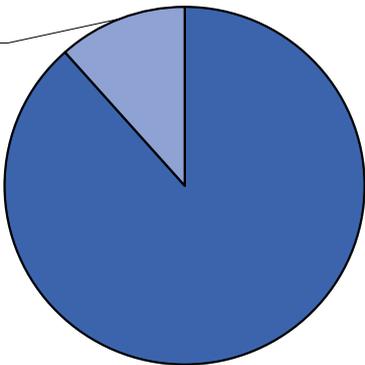
2019年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない  
31.3%



【高等学校（公民）】

2019年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設している（新課程、旧課程を問わない）  
68.7%

2019年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない  
11.6%

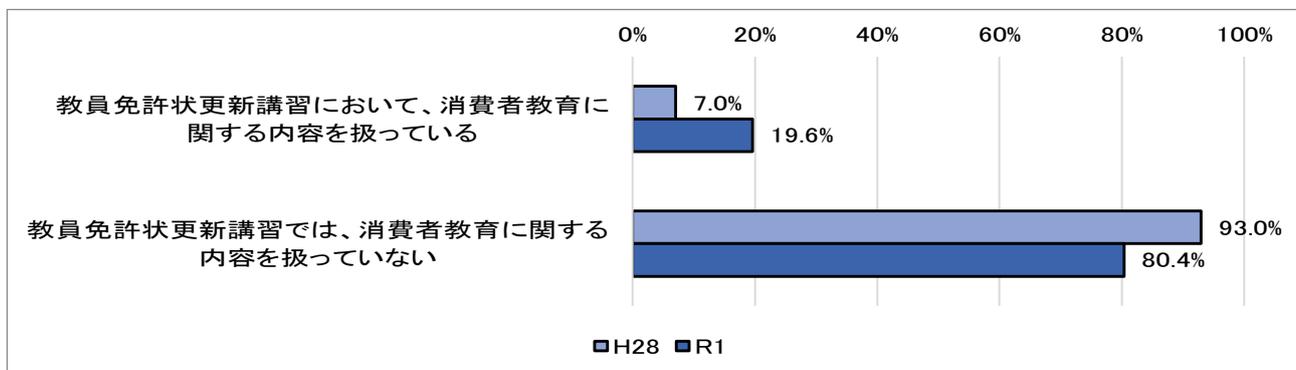


【高等学校（家庭）】

2019年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設している（新課程、旧課程を問わない）  
88.4%

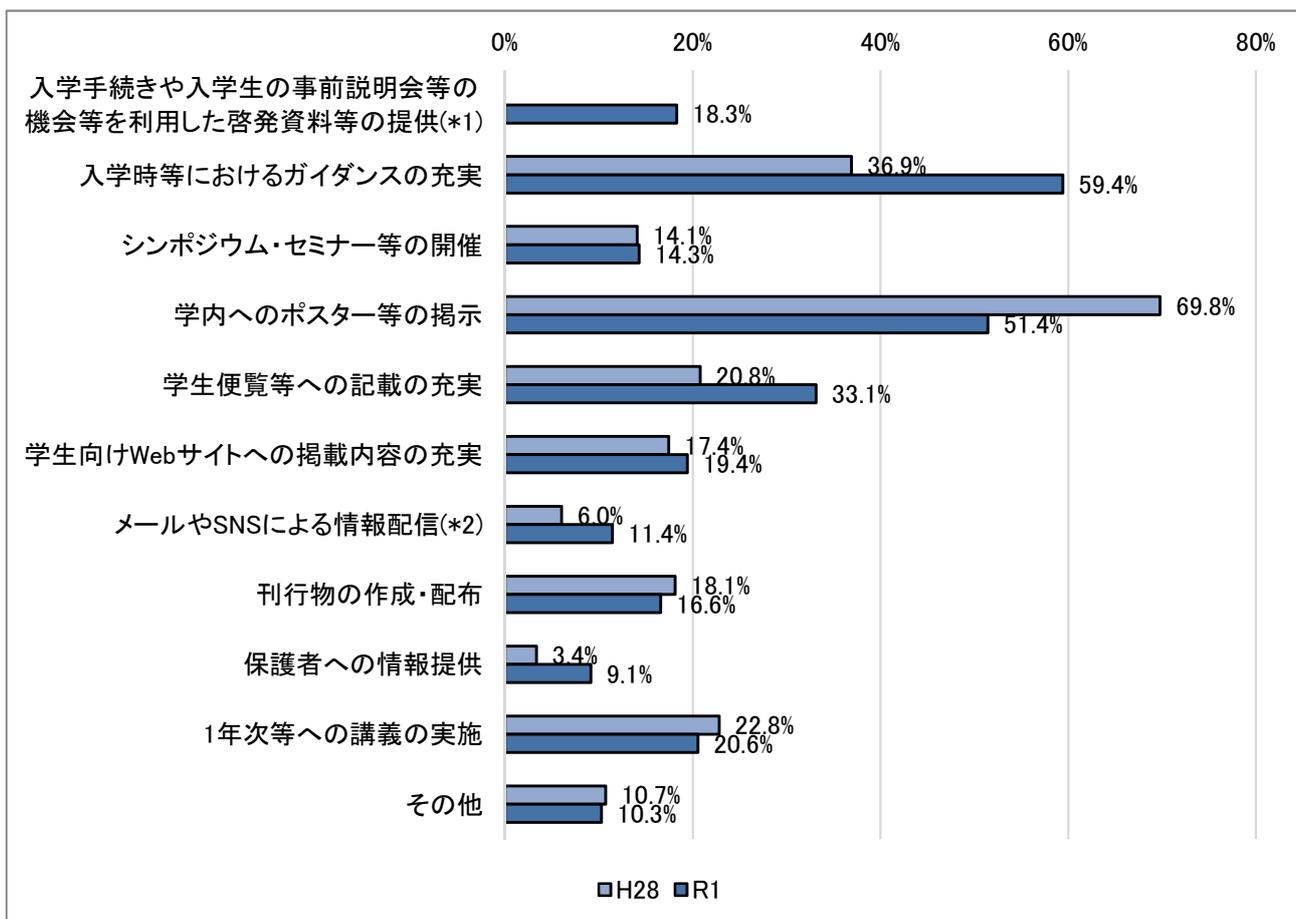
### 3. 教員免許状更新講習における消費者教育の取り扱い

「消費者教育に関する内容を扱っている」が19.6%（前回調査より12.6ポイント増）、「消費者教育に関する内容を扱っていない」が80.4%（前回調査より12.6ポイント減）となっている。



### 4. 成年年齢の引下げを踏まえ、新規・拡充した取組の内容

「入学時等におけるガイダンスの充実（59.4%）」、「学生便覧等への記載の充実（33.1%）」、「学生向けWebサイトへの掲載内容の充実（19.4%）」はいずれも前回調査より上昇傾向が見られる。



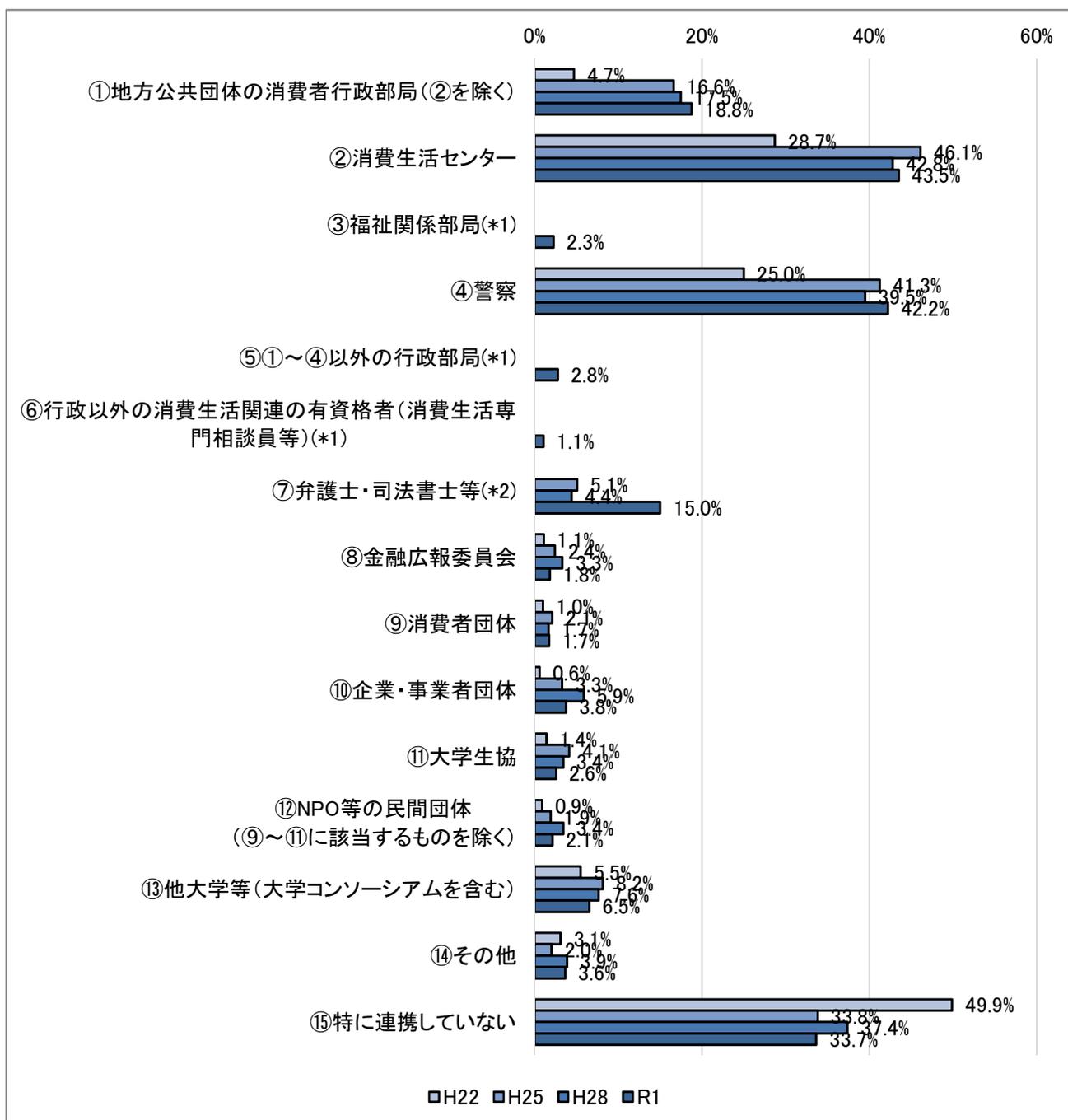
(\*1)R1より新規項目

(\*2)H22、H25、H28の質問項目は「メール配信」

### Ⅲ. 他機関との連携状況について

#### 1. 他機関との連携

学生の消費者問題に関する対応における他機関との連携については、「消費生活センター（43.5%）」が最も多く、次いで、「警察（42.2%）」となっている。

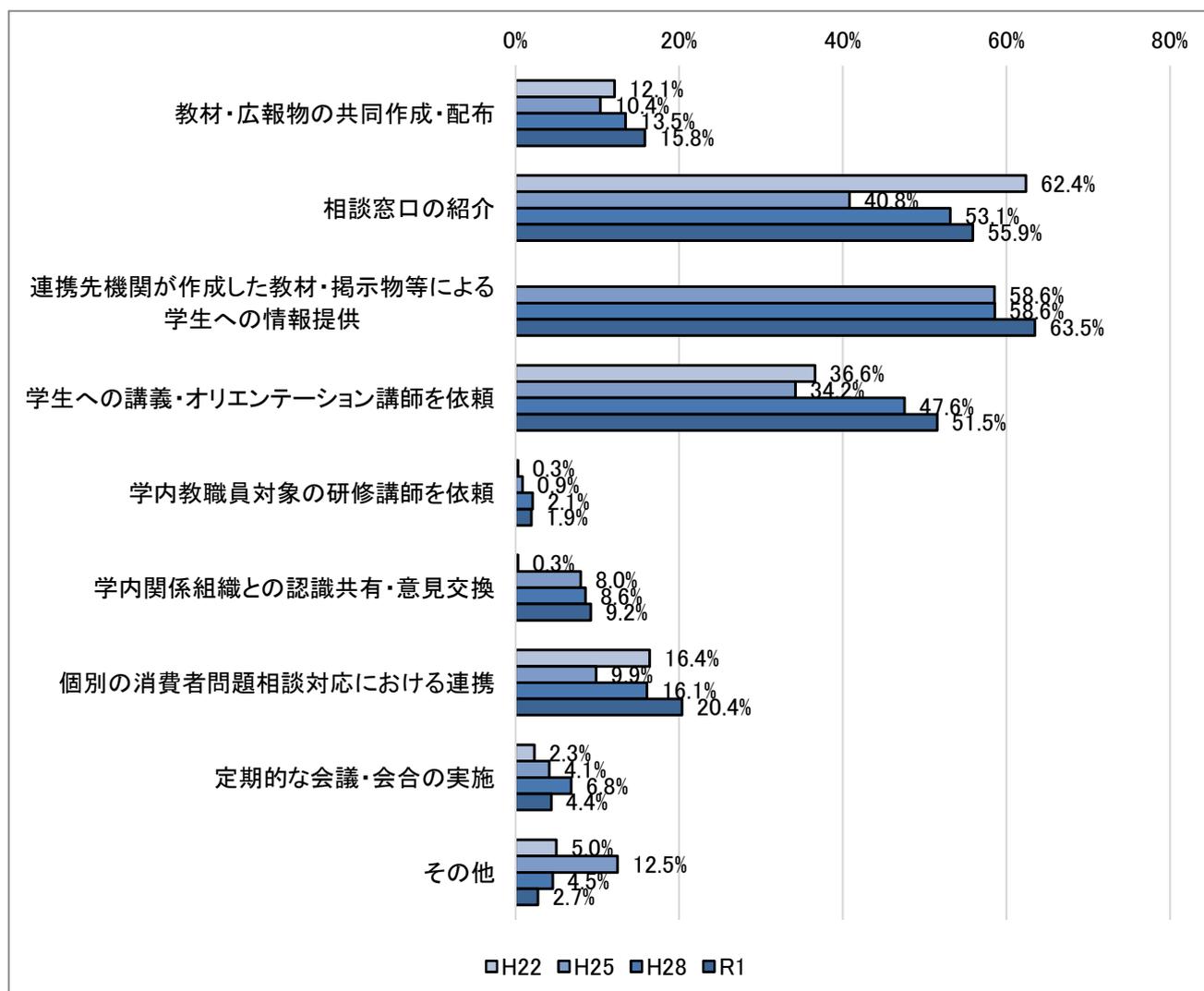


(\*1) R1 より新規項目

(\*2) H25,H28 の質問項目は「弁護士会・司法書士会等」

## 2. 他機関との連携内容

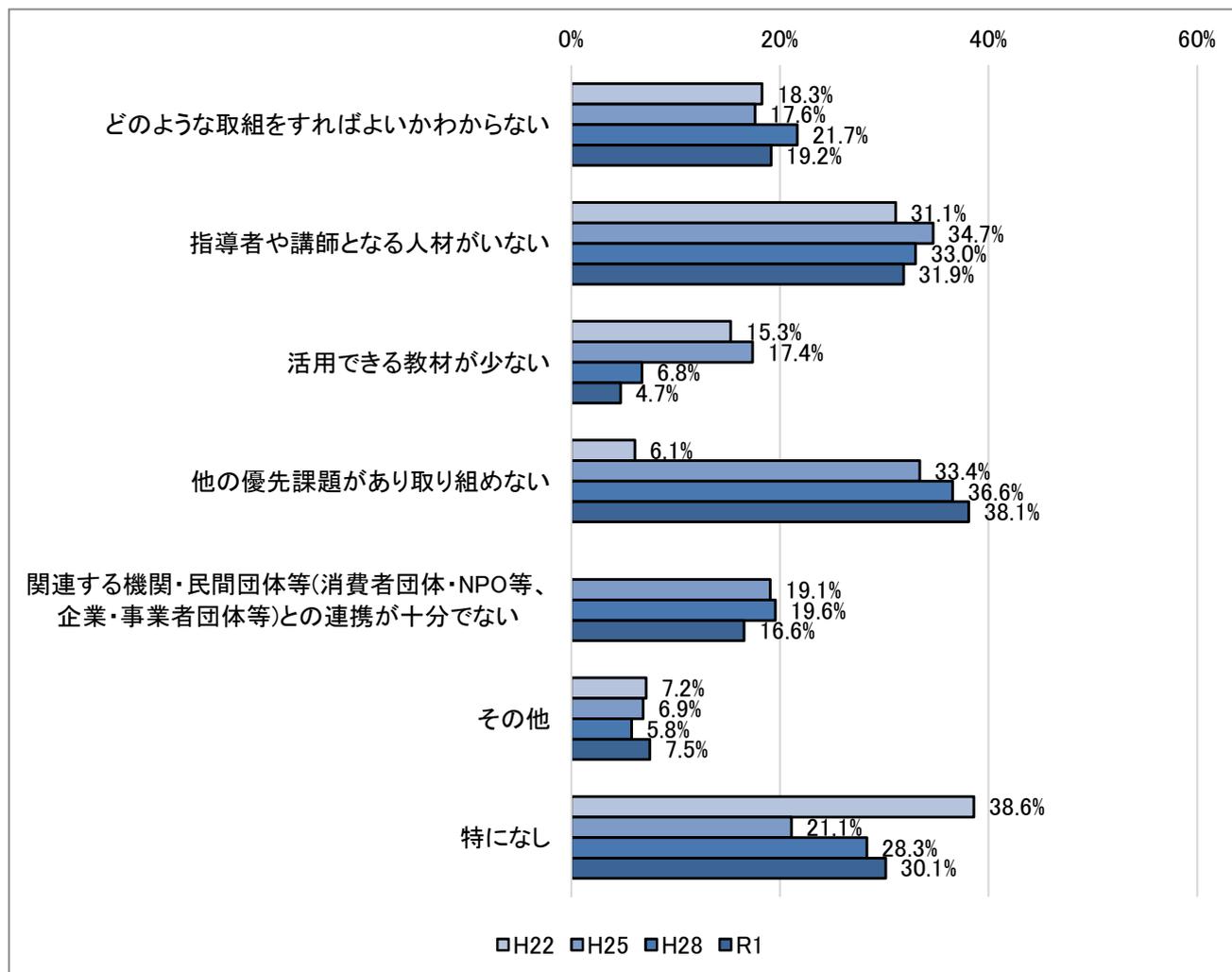
学生の消費者問題に関する対応における他機関との連携内容については、「連携先機関が作成した教材・掲示物等による学生への情報提供（63.5%）が最も多く、次いで、「相談窓口の紹介（55.9%）」、「学生への講義・オリエンテーション講師を依頼（51.5%）」となっている。



#### IV. 今後の対応について

##### 1. 消費者教育の推進における課題

大学・短期大学・高等専門学校が消費者教育を推進する際の課題としては、「他の優先課題があり取り組めない」が38.1%（前回調査より1.5ポイント増）が最も多く、次いで「指導者や講師となる人材がない」が31.9%（前回調査より1.1ポイント減）となっている。



## 【事例調査】

○アンケート回答から把握した取組事例のうち、主に次の観点から、他の地方自治体・大学の参考になると思われるものについて個別にヒアリング調査を行った。

その中から以下に主な好事例を紹介する。

### ●地方自治体（教育委員会、消費者行政部局）

- ・教育委員会と消費者行政部局、消費生活センター等が連携している事例
- ・成年年齢の引下げに伴い実施されている消費者教育の事例
- ・地域と連携した消費者教育に関する事例

### ●大学

- ・地域と連携した消費者問題に関する取組の事例

## ○主な好事例

（注：報告書本体ではこれらを含めた11自治体、11大学の例をより詳しく紹介している。）

## I. 自治体

### 1. 野々市市（石川県）の取組

【教育委員会と消費者行政部局、消費者生活センター等が連携している事例】【地域と連携した消費者教育に関する事例】

消費生活センターが中心となり、教育委員会、大学等の協力の下、小学生を対象とした体験型消費者教育事業「こどものまち Bom Bom Town」を開催。本取組では、小学生が疑似通貨を使用した消費者体験を軸として、主体的に情報を集め、様々な観点から評価した上で選択する力や、自らの消費行動や意思決定が社会・経済・環境へ及ぼす影響を体感し、影響を考慮した上で行動する力を育てている。

### 2. 近江八幡市（滋賀県）の取組

【教育委員会と消費者行政部局、消費者生活センター等が連携している事例】【地域と連携した消費者教育に関する事例】

消費生活センター、市の関係部署や関係団体、地域住民、NPO、民間企業、教育委員会等の参画による「近江八幡市消費者教育のあり方検討会」の企画立案により、子供が高齢者を見守る意識を醸成するための「SDGs こども見守り隊」や、小学生の親子での消費者教育体験型プログラム「SDGs こども特派員」の実施など、関係機関が一体的に連携・協働して消費者教育を推進している。

### 3. 福岡県の取組

【成年年齢の引下げに伴い実施されている消費者教育の事例】

成年年齢引下げを見据え、県消費生活センターが高校生、保護者、特別支援学校生、大学生の対象別に消費者教育に係る出前講座を開催。同講座では市町村の消費生活センター・相談窓口を拠点として、地域の特性に合ったきめ細かい取組を行うとともに、県より最新情報の提供、先進事例の紹介、消費生活サポーターの育成・支援や消費者教育事業への助成など幅広い支援を行うとなっている。

## II. 大学

### 1. 愛知淑徳大学の取組

#### 【地域と連携した消費者問題に関する取組の事例】

学生が持続可能な社会に貢献し、地域と共に自立した消費者になるための活動を支援する組織「CCC（コミュニティ・コラボレーション・センター）」を設置し、学生の自主活動を促すための講座、学生の社会貢献活動を支援する助成金（チャレンジファンド）、行政機関、企業、NPO等のメンバーと学生との交流を支援する取組などにより様々な活動を支援している。

### 2. 名古屋市立大学の取組

#### 【地域と連携した消費者問題に関する取組の事例】

愛知銀行との連携事業として、「将来設計とそのために必要なお金」をテーマとする学生対象の学習教室を開催。同教室では、中学生が経済学を学ぶ大学生と共にグループワークを行い、ライフプラン表の作成・発表を通じて、職業観・勤労観の育成、金融リテラシーの向上を図っている。参加する学生にとっても、自らの学びに関する教育実践の機会になるとともに、就職に関する学習の場ともなっている。